



株式会社 大庄

(証券コード：9979)

第46回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成29年11月28日（火曜日）
午前10時

(受付開始は午前9時を予定しております。)

場 所

東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

目 次

● 第46回定時株主総会招集ご通知 …	1
● 事業報告 ……	3
● 連結計算書類 ……	24
● 連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書 ……	35
● 監査役会の監査報告書 ……	36
● 計算書類 ……	37
● 会計監査人の監査報告書 ……	47
● 株主総会参考書類 ……	48
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 退任取締役に対し退職慰 労金贈呈の件	

(証券コード 9979)

平成29年11月10日

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目22番1号
(本社事務所 東京都大田区大森北一丁目1番10号)

株 式 会 社 大 庄

代表取締役社長 平 了 寿

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年11月27日(月曜日)午後5時50分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年11月28日(火曜日)午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス
[末尾に記載の「第46回定時株主総会会場案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。]
3. 目的事項
報告事項 (1) 第46期(平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第46期(平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 株主総会にご出席いただく場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



株主総会
開催日時：平成29年11月28日（火曜日）午前10時（午前9時開場）

(2) 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。



行使期限：平成29年11月27日（月曜日）午後5時50分到着分まで

(3) その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(4) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daisyo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済政策及び金融政策の効果もあり、企業収益や雇用環境等も改善傾向にありましたが、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

外食業界におきましては、消費マインドの低迷、原材料の高騰に加えて、業種・業態の垣根を越えた顧客獲得競争がさらに激化しており、引き続き厳しい環境下にあります。

このような状況の中で、当社グループは、当期における最重要経営課題を「将来に向けた収益基盤の確立」と認識し、前期に引き続き新しい「専門店」業態の出店を積極的に進め、店舗改装の強化、店舗業態ポートフォリオの充実化を図るとともに、MD（マーチャンダイジング）改革の推進、外販事業やインバウンド事業の拡大など、様々な施策に取り組みました。

一方、店舗展開におきましては、新規出店を14店舗、店舗改装を67店舗（うち29店舗は「カラオケ・歌うんだ村」から「カラオケ・ファンタジー」への業態転換）、店舗閉鎖を40店舗で行いました。

これにより、当連結会計年度末のグループ直営店舗数は、前年同期末に比べ26店舗減少の515店舗となっております。店舗業態の内訳としては、庄や172店舗、日本海庄や92店舗、大庄水産37店舗、ファンタジー37店舗、やるき茶屋35店舗、とり家あび寿19店舗、歌うんだ村15店舗、築地日本海12店舗、築地寿司岩10店舗、その他業態86店舗となっております。さらにフランチャイズ店の店舗数は171店舗となっております。

以上の結果、当期の連結売上高は、前年同期に比べ6.7%減少の63,957百万円となりました。

一方、利益面につきましては、売上高の減少により売上総利益額は減少したものの、販売管理費のコスト削減効果等により、営業利益は448百万円（前年同期は営業損失24百万円）、経常利益は382百万円（前年同期は経常損失73百万円）となりました。また、前期は多額の特別利益を計上したのに対して、当期は特別損失の計上が高んだことなども影響し、親会社株主に帰属する当期純損失は438百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益1,419百万円）となりました。

また、事業の種類別セグメントの概況としては、次のとおりであります。

<飲食事業>

当社グループの既存店売上高が対前年比98.5%と減少したことや、前期及び当期に実施した店舗閉鎖による売上減少が大きく影響し、売上高は前年同期に比べ9.0%減少の51,727百万円となりました。

<卸売事業>

フランチャイズ店舗への食材卸売が減少したこと等により、売上高は前年同期に比べ3.5%減少の4,183百万円となりました。

<不動産事業>

賃借店舗物件の転貸が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ3.3%増加の1,090百万円となりました。

<フランチャイズ事業>

フランチャイズ店舗数が減少したこと等により、売上高は前年同期に比べ6.1%減少の375百万円となりました。

<その他事業>

物流子会社が行うグループ外部取引先への配送業務が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ11.7%増加の6,579百万円となりました。

また、事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業セグメント区分		前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減(△)	
		売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
			%		%		%
庄	や	18,289	26.7	16,980	26.5	△1,309	△7.2
日 本 海 庄	や	12,914	18.8	11,785	18.4	△1,129	△8.7
大 庄 水	産	3,501	5.1	4,382	6.9	880	25.1
や る き 茶	屋	4,417	6.4	3,574	5.6	△842	△19.1
築 地 日 本	海	3,014	4.4	2,562	4.0	△452	△15.0
フ ァ ン タ ジ	ー	397	0.6	2,172	3.4	1,774	445.9
歌 う ん だ	村	3,692	5.4	1,545	2.4	△2,147	△58.2
築 地 寿 司	岩	1,229	1.8	996	1.6	△233	△19.0
と り 家 系 び	寿	390	0.6	972	1.5	582	149.4
そ の 他		9,009	13.2	6,756	10.6	△2,253	△25.0
飲 食 事 業	計	56,857	83.0	51,727	80.9	△5,129	△9.0
卸 売 事 業	計	4,335	6.3	4,183	6.5	△152	△3.5
不 動 産 事 業	計	1,055	1.5	1,090	1.7	34	3.3
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業	計	399	0.6	375	0.6	△24	△6.1
そ の 他 事 業	計	5,888	8.6	6,579	10.3	691	11.7
合 計		68,537	100.0	63,957	100.0	△4,580	△6.7

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は3,767百万円で、新規出店や改装店等による有形固定資産取得投資額が3,325百万円、新規出店等による敷金・保証金差入投資額が441百万円であります。なお、当連結会計年度における新規出店の状況は次のとおりであります。

NO	開店月	店名	舗名
1	平成28年11月	とり家 ㄥび 寿	三 鷹
2	平成28年11月	羊肉酒場 悟大	三 鷹
3	平成28年11月	貝鮮酒場 牡蠣喰え場	三 鷹
4	平成28年12月	羊肉酒場 悟大	三 島 広 小 路
5	平成28年12月	とり家 ㄥび 寿	三 島 広 小 路
6	平成29年1月	羊肉酒場 悟大	武 蔵 小 杉
7	平成29年2月	大衆馬肉酒場 三村	熊 本 銀 座 通 り
8	平成29年3月	とり家 ㄥび 寿	大 手 町
9	平成29年3月	羊肉酒場 悟大	大 手 町
10	平成29年4月	大 庄 水 産	酒 田
11	平成29年5月	個室会席 結	八 重 洲
12	平成29年7月	とり家 ㄥび 寿	府 中
13	平成29年8月	キョウデンプレシジョン社員食堂	三 福 事 業 所
14	平成29年8月	東芝テック社員食堂	大 仁 事 業 所

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要する資金は、自己資金および借入金により充当しております。

(4) 対処すべき課題

当社が、平成26年1月より取り組んできた「業務構造改革」につきましては、来期で一応の締めくくりを図りたいと考えております。しかしながら、強固な経営基盤を構築するために、今後ともさらなる改善策を講じ、第2、第3の経営改革にも取り組んでいきたいと考えております。

具体的に対処すべき課題としては、店舗改装の強化、店舗業態ポートフォリオの充実化、MD（マーチャンダイジング）改革の推進、従業員向けのモチベーションアップ策の拡充、グループ子会社の役割・機能強化などに取り組んでまいります。また、平成30年5月には東京都大田区東糀谷に『新物流センター』が竣工する予定であり、将来に向けた「外販事業」の拡大も進めてまいります。

当社といたしましては、これらの施策を重視して実施することにより、収益力の向上を図りたいと考えております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第43期 (平成26年8月期)	第44期 (平成27年8月期)	第45期 (平成28年8月期)	第46期 (平成29年8月期)
売上高(百万円)	73,116	70,765	68,537	63,957
経常利益または経常損失(△)(百万円)	△1,147	181	△73	382
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)	△1,607	△2,049	1,419	△438
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△77円70銭	△99円6銭	68円63銭	△21円19銭
総資産(百万円)	45,188	42,719	41,010	39,250
純資産(百万円)	24,446	22,053	23,174	22,486
1株当たり純資産	1,174円43銭	1,058円41銭	1,112円5銭	1,078円3銭

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な業務内容
株式会社 ディ・エス物流	百万円 99	% 100.0	貨物自動車運送業および酒類・食料品販売
米川水産株式会社	90	100.0	水産物、水産加工品販売
株式会社 アサヒビジネスプロデュース	60	75.0	不動産事業および害虫防除事業
新潟県佐渡海洋深層水株式会社	96	100.0	飲料水等の製造・販売
株式会社 ミッドワーク	10	80.0	業務用空調機の洗浄・修理

(7) 主要な事業内容（平成29年8月31日現在）

当社の企業集団は、当社および連結子会社5社ならびに関連会社1社で構成され、飲食店舗チェーンの展開による飲食事業を主な内容とし、さらにこれに関連する食材の卸売事業、不動産事業、フランチャイズ事業、運送およびその他サービス事業等の事業活動を展開しております。具体的事業としては次のとおりであります。

- ① 飲 食 事 業： 飲食店舗チェーンの展開
- ② 卸 売 事 業： 生鮮食材等の卸売、フランチャイズ店への食材卸
- ③ 不 動 産 事 業： 不動産の賃貸・管理
- ④ フランチャイズ事業： フランチャイズ店への経営指導等
- ⑤ そ の 他 事 業： 食材等の運送、飲料水等の製造・販売、業務用空調機の洗浄・修理等

(8) 主要拠点等（平成29年8月31日現在）

- ① 当社の主要な事業所および工場の状況

当 社 本 社	東京都大田区大森北一丁目1番10号
当 社 物 流 セ ン タ ー	東京都品川区東品川一丁目32番15号
当 社 名 古 屋 物 流 セ ン タ ー	愛知県名古屋市熱田区千代田町11番24号

- ② 子会社の事業所および工場

株 式 会 社 デ ィ ・ エ ス 物 流 本 社	東京都中央区勝どき四丁目5番12号
米 川 水 産 株 式 会 社 本 社 お よ び 工 場	東京都中央区勝どき四丁目5番12号
株 式 会 社 ア サ ヒ ビ ジ ネ ス プ ロ デ ュ ー ス 本 社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番7号
新 潟 県 佐 渡 海 洋 深 層 水 株 式 会 社 本 社 お よ び 工 場	新潟県佐渡市多田960番地
株 式 会 社 ミ ッ ド ワ ー ク 本 社	千葉県柏市松ヶ崎104番地10号

③ グループ店舗

・直営店……………515店舗

・フランチャイズ店……………171店舗

都道府県		直営店	フランチャイズ店	合計
東		203	45	248
埼		24	78	102
神		89	4	93
奈	川	49	8	57
千		22	0	22
静	京	18	4	22
愛	玉	0	13	13
栃		9	3	12
茨		9	3	12
群	葉	6	6	12
長	岡	9	0	9
新	知	8	1	9
福	木	6	0	6
三	城	2	4	6
山	馬	5	0	5
長	野	4	0	4
青	潟	4	0	4
石	島	4	0	4
大	重	4	0	4
兵	梨	4	0	4
岡	崎	3	1	4
岐	森	3	0	3
北	川	3	0	3
岩	阪	3	0	3
山	庫	3	0	3
富	山	3	0	3
福	阜	3	0	3
宮	海	2	0	2
京	手	2	0	2
島	形	2	0	2
広	山	2	0	2
熊	岡	2	0	2
宮	城	2	0	2
滋	都	1	1	2
和	府	1	0	1
山	県	1	0	1
香	県	1	0	1
愛	県	1	0	1
高	本	1	0	1
佐	崎	1	0	1
	賀	1	0	1
	山	1	0	1
	口	1	0	1
	川	1	0	1
	媛	1	0	1
	知	1	0	1
	賀	1	0	1
合	計	515	171	686

(9) 使用人の状況（平成29年8月31日現在）

区 分	人 数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
	人	人	歳	年
飲 食 事 業	2,187	△241	42.8	8.8
卸 売 事 業	121	△2	42.6	10.6
不 動 産 事 業	27	0	42.8	7.7
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業	10	0	47.7	11.1
そ の 他 事 業	680	37	41.6	7.0
合 計 ま た は 平 均	3,025	△206	42.6	8.5

- (注) 1. 上記従業員数には、パート・アルバイトの期中平均人数2,905人（1日8時間換算）は含んでおりません。
2. 関係会社従業員については、主要事業の区分に集計されております。

(10) 主要な借入先および借入額（平成29年8月31日現在）

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,451
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,184
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,016
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	141
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	140
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	114
株 式 会 社 千 葉 銀 行	113
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	99
株 式 会 社 伊 予 銀 行	85
愛 知 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	70
株 式 会 社 常 陽 銀 行	60
株 式 会 社 り そ な 銀 行	40

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 21,198,962株
 (自己株式 513,435株を含む)
 (3) 株 主 数 28,642名
 (4) 大 株 主 の 状 況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 宇 宙	5,962 千株	28.8 %
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	1,996	9.7
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	1,000	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	786	3.8
サ ッ ポ ロ ビ ー ル 株 式 会 社	700	3.4
平 辰	625	3.0
大 庄 従 業 員 持 株 会	492	2.4
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	429	2.1
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	420	2.0
サ ン ト リ ー 酒 類 株 式 会 社	343	1.7

- (注) 上記大株主には、自己株式（513,435株）は含まれておりません。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成29年8月31日現在）

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成29年8月31日現在）

(1) 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 了 寿	経 営 全 般	(株)宇宙 代表取締役社長 (株)ディ・エス物流 代表取締役会長 米川水産(株) 取締役副会長
専務取締役	石 村 公 一	商 品 本 部 長 兼外販営業開発部長	米川水産(株) 取締役 新潟県佐渡海洋深層水(株) 取締役
専務取締役	水 野 正 嗣	管 理 本 部 長	米川水産(株) 監査役 新潟県佐渡海洋深層水(株) 取締役 (株)ミッドワーク 取締役
常務取締役	林 田 泰 徳	営 業 本 部 長 兼法人営業推進室長	
常務取締役	青 柳 英 一	人 事 ・ 総 務 本 部 長 兼 戦 略 事 業 部 長 兼 社 長 室 長	(株)アサヒビジネスプロデュース 取締役 (株)ディ・エス物流 取締役
取 締 役	三 浦 一 朗		
取 締 役	平 尾 覚		西村あさひ法律事務所 弁護士 エンデバー・ユナイテッド株式会社 社外 取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 「スポーツ指導における暴力行為等に関する 第三者相談・調査委員会」 特別委員
常勤監査役	佐々木 芳 広		新潟県佐渡海洋深層水(株) 監査役
監 査 役	長 岡 勝 美		長岡税務会計事務所 所長
監 査 役	寺 坂 史 明		株式会社富士通ゼネラル 社外取締役 シチズン時計株式会社 社外取締役
監 査 役	田 村 潤		
監 査 役	内 山 義 雄		内山公認会計士事務所 所長 株式会社キピラ 取締役

- (注) 1. 取締役三浦一朗氏および平尾覚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち長岡勝美氏、寺坂史明氏、田村潤氏および内山義雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役長岡勝美氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役内山義雄氏は、公認会計士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外取締役三浦一朗氏、平尾覚氏および社外監査役長岡勝美氏、内山義雄氏につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。
6. 社外取締役三浦一朗氏、平尾覚氏および社外監査役長岡勝美氏、寺坂史明氏、田村潤氏および内山義雄氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	152百万円 (10百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	27百万円 (14百万円)
合計 (うち社外役員)	12名 (6名)	180百万円 (25百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役に対する報酬限度額は年額360百万円であります。(平成3年11月27日定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役に対する報酬限度額は年額36百万円であります。(平成3年11月27日定時株主総会決議)
3. 上記、報酬等の総額には当該事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

(3) その他会社役員に関する重要な事項

平成29年9月1日付で以下のとおり担当の変更を行いました。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常 務 取 締 役	青 柳 英 一	人事・総務本部長 兼戦略事業部長	(株)アサヒビジネスプロデュース 取締役 (株)ディ・エス物流 取締役

(4) 社外役員の状況

① 他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況（平成29年8月31日現在）

区 分	氏 名	他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況
取 締 役	三 浦 一 朗	
取 締 役	平 尾 覚	西村あさひ法律事務所 弁護士 エンデバー・ユナイテッド株式会社 社外取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」特別委員
監 査 役	長 岡 勝 美	長岡税務会計事務所 所長
監 査 役	寺 坂 史 明	株式会社富士通ゼネラル 社外取締役 シチズン時計株式会社 社外取締役
監 査 役	田 村 潤	
監 査 役	内 山 義 雄	内山公認会計士事務所 所長 株式会社キビラ 取締役

(注) 上記社外役員が業務執行者、社外役員を兼務する法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 の 内 容
取 締 役	三 浦 一 朗	当事業年度開催の取締役会においては、16回中15回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を行っております。
取 締 役	平 尾 寛	当事業年度開催の取締役会においては、16回中16回に出席し、主に弁護士としての専門的な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を行っております。
監 査 役	長 岡 勝 美	当事業年度開催の取締役会においては、16回中15回に出席し、監査役会においては19回中18回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的知見から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	寺 坂 史 明	当事業年度開催の取締役会においては、16回中15回に出席し、監査役会においては19回中19回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	田 村 潤	当事業年度開催の取締役会においては、16回中14回に出席し、監査役会においては19回中12回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	内 山 義 雄	当事業年度開催の取締役会においては、16回中14回に出席し、監査役会においては19回中18回に出席し、主に公認会計士としての専門的知見から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

- | | |
|---|-------|
| (1) 名称 新日本有限責任監査法人 | |
| (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 29百万円 |
| (3) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 68百万円 |
| (4) 会計監査人の報酬額の同意について | |

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項以外の業務である基幹システムアドバイザー業務および新物流センター立ち上げ支援についての対価を支払っております。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制およびその運用状況については、以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務執行の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員の職務の執行が法令・定款および社内規程に適合することを確保するために、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、取締役がこれを率先して遵守することにより、企業価値の向上と社会的責任を遂行する。
- ② 取締役会については、「取締役会規程」ならびに「取締役会付議規程」の定めにより、月1回の定期開催を原則とし、必要に応じて随時開催する。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、弁護士等その分野の専門家にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努める。
- ③ 取締役の職務執行については、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査規程」の定めにより経営執行に対する監督強化を図る。なお、取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、取締役会に報告し、その是正を図り、適切かつ厳正な運営を実行する。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会の職務執行に係る取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等の保存管理すべき情報については、「文書取扱規程」「情報管理規程」に基づき保存期間・保存方法等を明確にし、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が何時でも閲覧可能な状態を維持する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報等は、「情報管理規程」に定める情報区分に従った表示を施して記録・保存する。また、電磁的媒体の記録情報にはアクセス制限を付す等のセキュリティ管理を行う。
- ③ 取締役の職務執行に関する情報等の作成、保存、管理状況について、監査役が監査する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程およびその他の体制

- ① 当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク要因として、下記事項が内在していることを認識し、取締役および従業員全員が共有し対応する。
 - イ. 経営戦略の意思決定において十分な情報、分析、検討等の欠如による戦略ミスが、経営成績や財政状態に重大な影響を及ぼすリスク
 - ロ. 食中毒や食材事故の発生により、店舗の一定期間の営業停止や営業認可取消し、ブランドの失墜、損害賠償の請求等を被るリスク
 - ハ. 役員や従業員の不正行為やコンプライアンス違反により、社会的信用の失墜や経営に重大な支障を被るリスク
- ニ. 投資活動において当初計画の回収ができずに重大な損失となるリスク
- ホ. 不測の事態により情報管理システムに障害が発生し、物流体制や店舗運営体制に支障をきたすことにより、業績に重大な損失を被るリスク

へ、自然災害や火災、店舗や工場での不測の事故等により、店舗営業を中断せざるを得ない状況が発生した場合に業績や財政状態に重大な影響を被るリスク

ト、その他の経営に重大な影響を被るリスク

- ② リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を定め、取締役および従業員全員が認識を共有する体制を構築する。また、内在する個々のリスクについては、管理責任者を任命し、適切な対策を実施して発生 of 未然防止を図る。
- ③ 各部門の担当役員は、リスクマネジメント状況を監督し、適切な指導・改善を図る。また、「リスク管理委員会」を定期に開催し、想定されるリスクの予防策策定および顕在化したリスクの対応と再発防止策を実行する。
- ④ 不測の事態が発生した場合の「危機管理規程」を定め、不測の事態発生時には、直ちに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を組成し、顧問弁護士、外部専門家等のアドバイスを受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限に食い止める体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、取締役会の月1回の定例開催および重要事項については、必要に応じて随時取締役会を開催する。
- ② 重要事項については「取締役会付議規程」を定め、取締役会に付議する担当取締役が中心となって関係各部門と十分に事前協議し、取締役会の審議を経た上で執行決定を行う。
- ③ 取締役会での決定事項の業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに沿って各部門の責任者の下で効率的な運営に努める。

(5) 当社の使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 従業員の職務執行が円滑かつ適正に運営される基本として、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、これの遵守の徹底に努める。
- ② 会社のコンプライアンスを統括する専門組織として「コンプライアンス統括室」を置き、コンプライアンスの社内徹底、教育研修等の取組み状況を監査し、維持・向上を図り機能性を高める。
- ③ 「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、監視する体制を構築する。
- ④ コンプライアンス教育・指導については、研修制度にカリキュラムを織り込み実施する。また、その結果を取締役ならびに監査役に適宜報告してコンプライアンス体制の充実を図る。
- ⑤ 法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報制度規程」を定め、第三者機関および内部監査部を直接の通報受理者とする社内通報システムを設置し、早期に問題点の対応を図る。なお、運営に当たっては、情報提供者の保護など「内部通報制度規程」の定めに従って対応する。

(6) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社および子会社との間では、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図る。
 - ロ. 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、必要な事項につき当社への報告もしくは申請を行い、その内容・重要度に応じて当社の取締役もしくは当社の取締役会が当社としての決裁を行う。また、必要に応じ、当社の取締役会・監査役会に子会社の役職員を出席させ、その事項の報告や意見を求める。
 - ハ. 子会社の取締役および役職員の職務執行に係るその他事項については、必要に応じ、当社の子会社担当部署である「関連事業室」および子会社担当取締役が、その都度報告を受ける体制とする。
- ② 子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社の内部監査部が子会社に対して定期的に業務監査を行うとともに、必要に応じて当社の経理部が四半期毎の会計監査を行うなど、当社関係各部署がモニタリングを実施し、問題点の早期把握、改善に努める。
 - ロ. 当社が行う子会社に対する監査等において、損失の危機のある業務執行行為が認識された場合には、その内容および損失の程度について直ちに当社代表取締役社長および担当取締役に報告し、当社および子会社は、「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づいて適時適切な対処を実施する。
- ③ 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - イ. 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、当社の各種主要規程を参考に、各々「取締役会規程」や「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌」などを策定し、効率的な職務執行を行う。
 - ロ. 子会社は、毎月または四半期毎の定例取締役会や必要に応じた臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図る。
 - ハ. 子会社の年度計画や予算策定に当たっては、子会社の取締役と当社の取締役との予算策定会議において相互に十分な討議を行った上で策定し、当社の取締役会でグループ予算として承認決議した上で執行する。また、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図ることでグループ全体の効率的運営を図る。

- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社の「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」は、グループ会社の行動指針として適用し推進する。さらに、子会社にも当社の諸規程を踏まえた各社毎の規程を整備させることにより、グループ全体の業務の適正を確保する運営に努める。また、当社「コンプライアンス統括室」は、グループ子会社に対しても教育研修等を通してコンプライアンス意識の向上を図る。
 - ロ. 当社の内部監査部は、定期的に子会社の業務監査を実施し、法令および定款に従い適正かつ効率的に執行されているか等の監査を行う。また、当社監査役は、子会社監査役との連携を密にし、子会社の内部統制システムの有効性について定期的に検証する。
 - ハ. 当社グループにおいては、グループ内部統制の強化を図るため、当社の取締役、監査役および幹部従業員が、子会社の非業務執行取締役もしくは監査役として就任しており、子会社の取締役会等を通して経営状況の報告を受ける。
- ニ. 子会社においても、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報体制として「内部通報制度規程」を定め、子会社内の通報受理者とは別に、第三者機関（社外の弁護士）および当社の内部監査部を通報受理者（ホットライン窓口）とするグループ内通報システムを設置する。これにより、子会社内に止まらない早期の問題事象の対応を図る。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の求めに応じ、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
- ② 運営に当たっては、監査役補助者の人事評価は常勤監査役が行い、当該使用人の任命、異動等の人事上の処遇については常勤監査役の同意を得た上で決定し、取締役会からの独立性を確保するとともに、監査役補助者は他部署の役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令に従うことで監査役の指示の実効性を確保する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - イ. 当社の取締役および使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款および「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。
 - ロ. 当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長や内部監査部と定期的に意見および情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。

- ② 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 子会社の取締役・監査役および使用人は、法令・定款に違反する、もしくはその恐れがある行為、あるいは会社の業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項を発見した時には、速やかに当社の監査役に報告する。子会社の取締役・監査役および使用人から上記事項につき報告を受けた者も同様とする。また、当社の監査役が必要に応じて子会社の取締役および使用人に報告を求めた場合には、迅速かつ適切に対応する。
 - ロ. 当社の監査役は、「関係会社月次会議」等に出席し、子会社の経営監視を行う他、「監査役監査規程」に基づき、随時子会社別に業務執行状況の監査を行う。
 - ハ. 当社の内部監査部は、実施した子会社監査の結果内容を遅滞なく当社監査役に報告するものとし、子会社の内部通報制度に基づき受理した通報のうち、重要性の高いものについてはその内容や対応状況について当社監査役に適宜報告する。

(9) 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、当社監査役への報告を行った当社および子会社の取締役・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役・従業員等に周知徹底する。
- ② 当社および子会社の「内部通報制度規程」では、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報者に対しては、当該通報をしたことを理由として一切の不利な取扱いを行うことを禁止しており、これに違反した者には懲戒処分その他適切な措置を行う。

(10) 当社の監査役職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払または償還等を請求した時は、その請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社負担で処理する。

(11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役および使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款および「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。

- ② 当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長や内部監査部と定期的に意見および情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社および子会社は、当社の「コンプライアンス行動規範」に従い、社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除する。また、名目の如何を問わず、利益の供与や不当な要求の受け入れは一切行わない。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役会の職務執行
当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役4名を含む監査役5名も出席しております。「取締役会規程」ならびに「取締役会付議規程」の定めに従い、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、業績の状況確認および対策等の協議、検討を行う他、重要な事項に関しましては、その都度臨時取締役会を開催し、スピーディに対応しております（当事業年度では16回開催）。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。
- ② 監査役会の職務執行
当社の監査役会は、社外監査役4名を含む監査役5名で構成されており、原則として毎月開催の他、必要に応じて開催しております（当事業年度では19回開催）。また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画等に基づき取締役会や月次経営会議に出席し、経営の監視を行う他、部門別に業務執行状況の監査を行っております。取締役の職務執行については、「監査役会規程」の定めにより経営執行に対する監督強化に努めております。
- ③ コンプライアンス体制
当社では、経営幹部による「コンプライアンス委員会」を設置しており、社内のコンプライアンス遵守体制の整備状況をチェックしております（当事業年度では6回開催）。さらに、全従業員が「コンプライアンス規程」に従い、自主的に積極的な行動ができるように「コンプライアンス行動規範」を制定しており、所属長を通しての周知徹底を図っております。内容的には、行動規範項目とその指針・目的ならびに具体的な行動基準等を記載しており、その徹底状況を「コンプライアンス委員会」でも確認しております。一方、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、第三者機関および内部監査部を直接の情報受理者とする内部通報制度を構築しており、早期に問題点の対応を図るよう努めております。また、運営に当たっては、情報提供者の保護を十分配慮した「内部通報制度規程」を定め、厳正に実施しております。

④ リスク管理体制

当社では、経営幹部による「リスク管理委員会」を設置しており、潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております（当事業年度では6回開催）。一方、衛生管理体制につきましては、「食品衛生研究所」において厚生労働省や各保健所の基準に基づく各種細菌検査を定期的実施するとともに、入荷食材の品質検査、社内従業員への衛生教育・指導を厳格に行っております。

⑤ 子会社経営管理

当社グループでは、毎月「関係会社月次会議」を開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況および業務執行状況等についての報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております（当事業年度では12回開催）。また、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、子会社に必要とされる稟議事項については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社の取締役もしくは取締役会にて十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

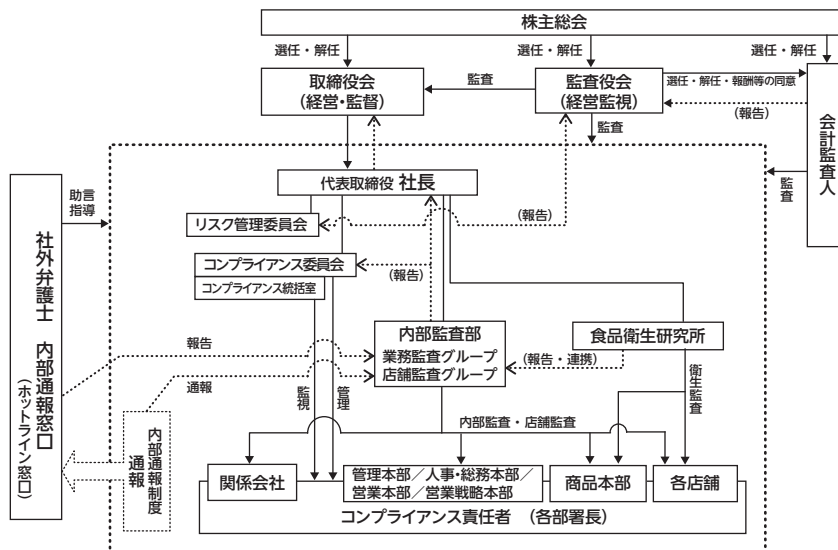
⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直轄の組織として内部監査部を設置しております。内部監査部は、本社、店舗、および関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査役および会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

⑦ 反社会的勢力排除に対する取組み状況

当社では、当社グループの全従業員がコンプライアンス規程に従い、自主的に積極的に行動が出来るように「大庄コンプライアンス行動規範」を制定し、周知徹底を図っておりますが、その第6章「社会との関係」の中の基本方針として「私たちは、良き企業市民としての義務を自覚し、企業が国家や地域社会に対して負っている責任を積極的に果たしていきます。」と明記しております。また、第29条（反社会的勢力との関係断絶）の条文では、「社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除します。また、名目の如何を問わず、利益の供与は一切いたしません。」と掲げております。さらには、社内教育研修においても、店舗業務に携わる従業員を中心に周知徹底を図っており、実際の現場での行動基準や対応方法などについても具体的かつ実践的な指導を行っております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに担当部署に報告し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

<コーポレートガバナンス模式図>



7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上ならびに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

当期末の配当金につきましては、当社を取り巻く経営環境と当期業績を総合的に勘案した結果、前期末と同額の1株当たり8円とさせていただきます、通期では前期と同額の年間14円となります。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,532	流 動 負 債	8,588
現金及び預金	11,657	買掛金	1,972
売掛金	1,938	短期借入金	125
有価証券	65	1年以内返済予定長期借入金	2,590
商品及び製品	499	1年以内償還予定社債	30
原材料及び貯蔵品	153	リース債務	95
前払費用	681	未払金	2,414
繰延税金資産	367	未払法人税等	300
その他の資産	328	未払消費税等	213
貸倒引当金	△158	賞与引当金	390
		株主優待引当金	115
		店舗閉鎖損失引当金	1
		資産除去債務	35
		その他の負債	304
固 定 資 産	23,717	固 定 負 債	8,175
有 形 固 定 資 産	12,254	長期借入金	3,801
建物及び構築物	6,355	リース債務	116
機械装置及び運搬具	499	退職給付に係る負債	1,835
工具・器具及び備品	431	役員退職慰労引当金	305
土地	4,150	受入保証金	644
リース資産	147	資産除去債務	1,352
建設仮勘定	669	繰延税金負債	110
無 形 固 定 資 産	1,500	その他の負債	7
借地権	913	負 債 合 計	16,763
リース資産	2	純 資 産 の 部	
その他の資産	584	株 主 資 本	22,148
投 資 そ の 他 の 資 産	9,962	資本金	8,626
投資有価証券	295	資本剰余金	9,908
長期貸付金	22	利益剰余金	4,216
差入保証金	6,093	自己株	△602
敷金	3,387	その他の包括利益累計額	149
繰延税金資産	59	その他有価証券評価差額金	155
その他の資産	234	土地再評価差額金	△5
貸倒引当金	△131	非 支 配 株 主 持 分	188
資 産 合 計	39,250	純 資 産 合 計	22,486
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	39,250

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		63,957
売上原価		24,557
売上総利益		39,400
販売費及び一般管理費		38,951
営業利益		448
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	
受取損害賠償金	24	
その他の	64	92
営業外費用		
支払払利息	34	
貸倒引当金繰入額	54	
その他の	69	158
経常利益		382
特別利益		
固定資産売却益	16	
受取補償金	185	202
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	216	
減損損失	334	
店舗関係整理損	56	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	1	
固定資産圧縮損	1	609
税金等調整前当期純損失		25
法人税、住民税及び事業税	264	
法人税等調整額	132	396
当期純損失		422
非支配株主に帰属する当期純利益		15
親会社株主に帰属する当期純損失		438

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年9月1日残高	8,626	9,908	4,944	△602	22,876
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△289		△289
親会社株主に帰属する当期純損失			△438		△438
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△727	△0	△727
平成29年8月31日残高	8,626	9,908	4,216	△602	22,148

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	その他の包括利益 累計額合計		
平成28年9月1日残高	131	△5	125	172	23,174
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△289
親会社株主に帰属する当期純損失					△438
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	24		24	15	39
連結会計年度中の変動額合計	24	-	24	15	△688
平成29年8月31日残高	155	△5	149	188	22,486

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数……………5社
米川水産(株)
(株)ディ・エス物流
(株)アサヒビジネスプロデュース
新潟県佐渡海洋深層水(株)
(株)ミッドワーク
- (2) 非連結子会社の名称等……………該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数……………1社
(2) 持分法を適用した関連会社の名称……………(株)エム・アイ・プランニング
(3) 持分法を適用しない非連結子会社および……………該当事項はありません。
関連会社の名称等

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

(イ) 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 評価方法

商 品

冷凍食品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製品および仕掛品……………総平均法

原材料および貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

物流センターの資産……………定額法

物流センター以外の資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～60年

工具・器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株主優待引当金……………将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当連結会計年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理方法は税抜方式により処理しております。

(追加情報)

1. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結納税制度の導入に伴う会計処理

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	－百万円
機械装置及び運搬具	－百万円
合計	－百万円

(注) 当該担保資産は、減損処理を実施しております。

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	60百万円
1年以内返済予定長期借入金	3百万円
長期借入金	16百万円
リース債務	28百万円
合計	109百万円

(3) 佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 26,454百万円

3. 土地再評価法

旧(株)榮太郎（平成15年3月10日合併）が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 15百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式…………… 21,198,962株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年11月25日 定時株主総会	普通株式	165	8.00	平成28年8月31日	平成28年11月28日
平成29年4月14日 取締役会	普通株式	124	6.00	平成29年2月28日	平成29年5月22日
計		289			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌期となるもの

平成29年11月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額…………… 165百万円
- ② 1株当たり配当額…………… 8円
- ③ 基準日…………… 平成29年8月31日
- ④ 効力発生日…………… 平成29年11月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主としてMMFおよび株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金および敷金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該差入保証金および敷金については、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金および未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらの支払金利の変動リスクを回避するため、原則として固定金利により資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年8月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	11,657	11,657	－
(2) 売掛金	1,938	1,938	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	361	361	－
(4) 差入保証金	6,093	5,954	△138
(5) 敷金	3,387	3,319	△68
資産計	23,438	23,230	△207
(1) 買掛金	1,972	1,972	－
(2) 短期借入金	125	125	－
(3) 未払金	2,414	2,414	－
(4) 社債	30	29	△0
(5) 長期借入金	6,392	6,393	1
負債計	10,934	10,935	0

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。また、MMFは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(4)差入保証金、(5)敷金

これらの時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定してしております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債、(5)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額0百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、[(3)有価証券及び投資有価証券]には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,078円 3銭
2. 1株当たり当期純損失	21円19銭

(その他の注記)

1. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

賞与引当金	124百万円
繰越欠損金	123百万円
未払事業税	75百万円
貸倒引当金	49百万円
未払事業所税	20百万円
棚卸資産	10百万円
資産除去債務	10百万円
その他	11百万円
繰延税金資産小計	428百万円
評価性引当額	△55百万円
繰延税金資産合計	372百万円

繰延税金負債

その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△5百万円
繰延税金資産の純額	367百万円

(固定資産)	
繰延税金資産	
繰越欠損金	1,000百万円
退職給付に係る負債	540百万円
資産除去債務	415百万円
減損損失（非償却資産）	318百万円
減価償却超過額	208百万円
役員退職慰労引当金	95百万円
貸倒引当金	40百万円
その他	8百万円
繰延税金資産小計	2,627百万円
評価性引当額	△2,474百万円
繰延税金資産合計	153百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△135百万円
その他有価証券評価差額金	△68百万円
繰延税金負債合計	△203百万円
繰延税金資産の純額	△50百万円

2. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料	
1年以内	412百万円
1年超	602百万円
合計	1,015百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年10月20日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福 原 正 三 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大庄の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年10月24日

株式会社 大庄 監査役会

常勤監査役	佐々木	芳 広	印
社外監査役	長 岡	勝 美	印
社外監査役	寺 坂	史 明	印
社外監査役	田 村	潤	印
社外監査役	内 山	義 雄	印
		以 上	

計算書類

貸借対照表 (平成29年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流動資産		12,824	流動負債		7,657
現金及び預金		9,944	買掛金		1,728
売掛金		1,093	1年以内返済予定長期借入金		2,586
有価証券		65	1年以内償還予定社債		30
商品及び製品		420	未払消費税等		95
原材料及び貯蔵品		141	未払法人税等		2,132
前払費用		656	未払消費税等		241
繰延税金資産		318	賞与引当金		144
その他の貸倒引当金		324	株主優待引当金		286
		△141	店舗閉鎖引当金		115
			資産除却の引当金		1
固定資産		24,034	固定負債		7,773
有形固定資産		11,579	長期借入金		3,785
建物	物	6,187	退職給付引当金		84
機械及び装置		493	役員退職慰労引当金		1,619
工具・器具及び備品		437	受入保証金		261
土地	地	3,602	資産除却損失引当金		476
リース資産	産	147	関係会社事業損失引当金		1,312
建設仮勘定	定	147	繰延税の負債		127
その他の	他	669			96
		42	負債合計		15,430
無形固定資産		1,498	純資産の部		
借地の権	他	913	株主資本		21,278
その他の		585	資本		8,626
投資その他の資産		10,956	資本剰余金		9,908
投資有価証券		295	資本準備金		9,908
関係会社株式		1,387	利益剰余金		3,345
長期貸付金		13	利益準備金		176
差入保証金		5,786	その他利益剰余金		3,168
敷金の		3,379	別途積立金		3,109
その他の		222	繰越利益剰余金		58
貸倒引当金		△128	自己株		△601
			評価・換算差額等		149
			その他有価証券評価差額金		155
			土地再評価差額金		△5
資産合計		36,858	純資産合計		21,428
			負債及び純資産合計		36,858

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,710
売上原価		16,810
売上総利益		38,900
販売費及び一般管理費		38,701
営業利益		199
営業外収益		
受取利息及び配当金	536	
受取損害賠償金	24	
受取保険金	1	
その他の	53	615
営業外費用		
支払利息	31	
貸倒引当金繰入額	54	
その他の	64	150
経常利益		663
特別利益		
固定資産売却益	15	
受取補償金	185	200
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	216	
減損損失	252	
店舗関係整理損	59	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	1	
固定資産圧縮損	1	
関係会社事業損失引当金繰入額	118	650
税引前当期純利益		214
法人税、住民税及び事業税	180	
法人税等調整額	114	295
当期純損失		80

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成28年9月1日残高	8,626	9,908	9,908
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純損失			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
平成29年8月31日残高	8,626	9,908	9,908

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年9月1日残高	176	3,109	429	3,715	△601	21,649
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△289	△289		△289
当期純損失			△80	△80		△80
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	△370	△370	△0	△370
平成29年8月31日残高	176	3,109	58	3,345	△601	21,278

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 28 年 9 月 1 日 残 高	131	△5	125	21,774
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△289
当 期 純 損 失				△80
自 己 株 式 の 取 得				△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	24		24	24
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	24	-	24	△346
平成 29 年 8 月 31 日 残 高	155	△5	149	21,428

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

① 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 評価方法

商 品

冷 凍 食 品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製品および仕掛品……………総平均法

原材料および貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

物 流 セ ン タ ー の 資 産……………定額法

物 流 セ ン タ ー 以 外 の 資 産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～60年

工具・器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 株主優待引当金……………将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当事業年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
- (7) 関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税および地方消費税の処理方法は税抜方式により処理しております。

(追加情報)

1. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

2. 連結納税制度の導入に伴う会計処理

当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 26,113百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 …………… 2百万円

関係会社に対する短期金銭債務 …………… 336百万円

4. 土地再評価法

旧(株)榮太郎(平成15年3月10日合併)が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 …………… 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 …………… △15百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

(イ) 売上高 …………… 53百万円

(ロ) 仕入高等 …………… 3,899百万円

営業取引以外の取引高 …………… 546百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	513,355株		80株		—	513,435株
合計	513,355株		80株		—	513,435株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

繰越欠損金	120百万円
賞与引当金	88百万円
未払事業税	70百万円
貸倒引当金	43百万円
未払事業所税	20百万円
資産除去債務	10百万円
棚卸資産	10百万円
その他	9百万円

繰延税金資産小計 373百万円

評価性引当額 △49百万円

繰延税金資産合計 324百万円

繰延税金負債

その他 △5百万円

繰延税金負債合計 △5百万円

繰延税金資産の純額 318百万円

(固定資産)

繰延税金資産

繰越欠損金	927百万円
退職給付引当金	496百万円
資産除去債務	401百万円
減損損失（非償却資産）	318百万円
減価償却超過額	177百万円
関係会社株式評価損	121百万円
役員退職慰労引当金	79百万円
貸倒引当金	39百万円
投資損失引当金	39百万円
その他	9百万円

繰延税金資産小計 2,610百万円

評価性引当額 △2,508百万円

繰延税金資産合計 102百万円

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△130百万円
その他有価証券評価差額金	△68百万円
繰延税金負債合計	<u>△199百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>△96百万円</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内	105百万円
1年超	192百万円
合計	<u>297百万円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

- (1) 親会社および法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 子会社および関連会社等
該当事項はありません。
- (3) 兄弟会社等
該当事項はありません。
- (4) 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員および個人主要株主	平辰	-	-	当社 名誉顧問	(被所有) 直接 3.0	店舗の賃借	第一ビル賃借	57	差入保証金	63
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ダイタン商事	東京都千代田区	74	不動産の管理、賃貸	-	事務所の賃借	大森シティビル賃借	73	敷金	43
							大森シティビル電気	12		
	(株)エム・アイ・プランニング	東京都葛飾区	10	飲料類の販売	当社所有 直接 20.0	飲料類の購入	商品仕入	577	買掛金	47

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 第一ビルおよび大森シティビルの賃借については、近隣相場を勘案し契約により所定金額を決定しております。
- 2 (株)ダイタン商事は当社名誉顧問平辰が議決権の100%を直接所有しております。
- 3 (株)エム・アイ・プランニングは当社名誉顧問平辰の近親者が議決権の60%を直接所有しております。
- 4 商品の仕入価格については、市場価格を勘案した一般的取引条件と同様に決定しております。
- 5 上記取引金額には、消費税は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額…………… 1,035円92銭
2. 1株当たり当期純損失…………… 3円90銭

独立監査人の監査報告書

平成29年10月20日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 原 正 三 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大庄の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

株主の皆様へ安定配当を実施するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

(1) 減少する剰余金の項目とその額	
別途積立金	500,000,000円
(2) 増加する剰余金の項目とその額	
繰越利益剰余金	500,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社は、企業価値の向上ならびに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えすべく、下記のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき金8円 総額 165,484,216円
 これにより、中間配当金（1株につき6円）を含めました当期の年間配当金は1株につき14円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
 平成29年11月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役7名のうち、水野 正嗣氏を除く6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	平 了 寿 (昭和41年1月17日生)	平成3年4月 サントリー(株)(現サントリーホールディングス(株))入社 平成6年11月 当社入社 平成9年9月 当社新業態店舗推進部長 平成12年11月 当社取締役新業態第一店舗部長 平成13年11月 当社取締役第三支社長 平成19年3月 当社取締役第二支社長 平成21年10月 当社取締役管理本部副本部長 平成22年6月 (株)宇宙代表取締役社長(現任) 平成22年9月 当社常務取締役営業推進本部長兼管理本部副本部長 平成22年10月 米川水産(株)常務取締役 平成23年8月 当社常務取締役営業戦略本部長 平成24年11月 当社取締役副社長兼営業統括本部長兼営業戦略本部長 平成26年9月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長兼営業戦略本部長 平成26年11月 当社代表取締役社長兼営業戦略本部長(現任) 平成27年10月 (株)ディ・エス物流代表取締役会長(現任) 米川水産(株)取締役副会長(現任)	0株
2	林 田 泰 徳 (昭和33年9月5日生)	昭和52年4月 (株)恵通商事入社 昭和58年1月 当社入社 平成元年4月 当社関東東南営業部長 平成9年11月 当社取締役関東東南支社長 平成11年9月 当社取締役営業推進本部長兼関東東南支社長 平成13年11月 当社取締役第一支社長 平成19年11月 当社常務取締役第一支社長 平成23年8月 当社常務取締役第一支社長兼第二支部長 平成24年11月 当社常務取締役営業本部副本部長兼西日本支社長兼第二支部長 平成26年11月 当社常務取締役営業本部副本部長兼東京第一支部長 平成27年9月 当社常務取締役管理本部副本部長兼法人営業推進室長 平成27年11月 当社常務取締役営業本部副本部長兼法人営業推進室長 当社常務取締役営業本部長兼法人営業推進室長 平成28年9月 当社常務取締役営業本部長 平成29年1月 当社常務取締役営業本部長兼法人営業推進室長(現任)	50,968株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	あおやぎ えいいち 青柳 英一 (昭和29年10月24日生)	<p>昭和53年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成15年1月 (株)UFJ銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 津島支店長兼法人営業部長</p> <p>平成17年1月 同行半田支社長 平成18年10月 (株)三菱東京UFJ銀行内部監査部上席調査役 平成20年3月 同行出向、当社総務部長 平成20年9月 当社入社 総務部長 平成21年3月 当社総務部長兼営業推進部長 平成21年10月 米川水産(株)監査役 平成22年9月 当社執行役員総務部長兼営業推進部長 平成23年9月 当社執行役員総務部長 平成25年10月 (株)アサヒビジネスプロデュース取締役(現任) 平成25年11月 当社取締役総務部長 平成26年9月 当社取締役総務部長兼社長室長 平成26年11月 当社取締役総務本部長兼総務部長兼社長室長 平成27年5月 当社取締役総務本部長兼社長室長 平成27年9月 当社取締役人事・総務本部長兼戦略事業部長兼社長室長 平成27年10月 (株)ディ・エス物流取締役(現任) 平成27年12月 当社常務取締役人事・総務本部長兼戦略事業部長兼社長室長 平成29年9月 当社常務取締役人事・総務本部長兼戦略事業部長(現任)</p>	2,100株
4	みうら いちろう 三浦 一郎 (昭和26年1月31日生)	<p>昭和49年4月 住友商事(株)入社 平成10年7月 同社人事グループ人事第一部長 平成14年4月 同社理事人事総務グループ人事部長人事厚生部長 平成14年7月 同社理事人材・情報グループ人事部長 平成16年4月 同社執行役員人材・情報グループ長 平成19年4月 同社常務執行役員人材・情報グループ長 平成20年4月 同社常務執行役員内部監査部分掌コーポレート・コーディネーショングループ分掌補佐 平成21年4月 同社常務執行役員内部監査部分掌 平成22年4月 同社顧問 平成22年6月 同社監査役 平成27年11月 当社取締役(現任)</p>	0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
5	平尾 覚 (昭和48年7月4日生)	平成10年4月 検事任官(東京地方検察庁検事) 平成20年4月 福岡地方検察庁久留米支部長 平成22年4月 東京地方検察庁特別捜査部検事 平成23年4月 検事退官 弁護士登録(第一東京弁護士会) 西村あさひ法律事務所入所(現任) 平成25年9月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授 平成26年7月 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」特別委員(現任) 平成27年11月 当社取締役(現任) 平成28年2月 エンデバー・ユナイテッド(株)社外取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 三浦 一郎氏および平尾 覚氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は三浦 一郎氏および平尾 覚氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しており、今後も引き続き独立役員をお願いするものであります。
- (2) 三浦 一郎氏および平尾 覚氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 社外取締役候補者とした理由
- ① 三浦 一郎氏は、住友商事(株)における経営者としての幅広い経験を有しており、その経営に関する高い見識を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 平尾 覚氏は、検事経験を経て、西村あさひ法律事務所でも活躍されており、その専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (4) 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役として有能な人材の招聘を容易にするため、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者である三浦 一郎氏および平尾 覚氏は、当社との間で会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。三浦 一郎氏および平尾 覚氏の選任が承認された場合には、当社は、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される石村 公一氏に対し、在任中の功労に報いる為、当社の内規に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
いしむら こういち 石村 公一	平成3年11月 当社取締役 平成8年11月 当社常務取締役 平成12年11月 当社専務取締役 現在に至る

以上

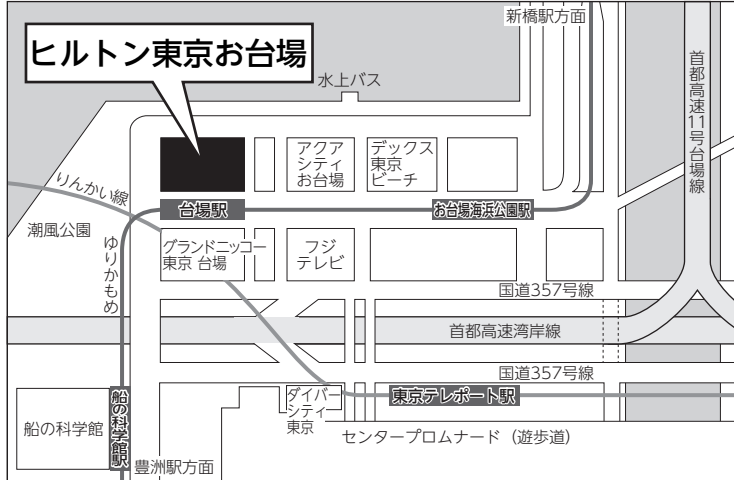
〈メモ欄〉

第46回定時株主総会会場案内図

会 場：東京都港区台場一丁目9番1号
 ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

交 通：東京臨海新交通ゆりかもめ 台場駅 直結
 東京臨海高速鉄道 東京レポート駅 下車徒歩約10分

<駅周辺図>



<路線図>

